

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、契約期間内であっても、解除する2ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより相互に本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（反社会的勢力の隔絶）

- 1 甲、乙及び丙は、相手方に対して、お互いにこの契約締結時において自ら及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号にいずれも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 代表者、役員または実質的に経営を支配する者が、反社会的勢力と関係を有すること
- 2 甲、乙及び丙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ その他全各号に準ずる行為
- 3 甲、乙及び丙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提供しなければならない。
- 4 甲、乙及び丙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、この契約を解除することができる。なおこの場合、解除した契約当事者は、解除による相手方の損害を賠償する責を負わない。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15条（契約の有効期間）

この契約は、有効期間を2023年3月27日から2024年3月26日までとする。

ただし、下記のいずれかに該当した場合を除き、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

①期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れが行われた場合

②期間満了時点で最後に排出した当該廃棄物の最終処分完了日から5年以上経過していた場合

第16条（裁判管轄）

本契約に関して甲乙丙間で紛争が生じた場合、甲の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所のうち、甲が選定する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意の証として、本書1通又は本電磁的記録を作成し、甲乙丙が各々記名押印又は電子署名を施した上、甲は本書を、乙及び丙は複写機による写しを各1通又は本電磁的記録を保有する。

2023年3月27日

産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書



排出事業者
(甲)

住所

名称

代表者

宮城県仙台市宮城野区扇町5-11-17

スターセン株式会社

仙台営業センター

センター長 小西英晃



(以下、「甲」という)

収集運搬及び
処分会社
(乙)

住所

名称

代表者

神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

J & T 環境株式会社

常務執行役員
営業本部長 齋藤 徹也



(以下、「乙」という)

支払い代行者
(丙)

住所

名称

代表者

宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4

株式会社サイコー

代表取締役 齋藤 孝志



(以下、「丙」という)

甲の事業場 多賀城市八幡一本柳 117-16、仙台営業センター（仙台市宮城野区扇町 5-11-17） から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を乙のホームページ等で公開することとし、甲及び乙は変更後の許可証の写しを各々本契約書に添付することとする。

◎収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：	仙 台 市	横 浜 市
許可の有効期限：	許可証参照	許可証参照
事業範囲：	許可証参照	許可証参照
許可の条件：	許可証参照	許可証参照
許可番号：	許可証参照	許可証参照

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：	仙 台 市	横 浜 市
許可の有効期限：	許可証参照	許可証参照
事業範囲：	許可証参照	許可証参照
廃棄物の種類：	許可証参照	許可証参照
許可の条件：	許可証参照	許可証参照
許可番号：	許可証参照	許可証参照

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処理を委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価（税抜）は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

名 称	乾電池
廃棄物の種類	汚泥、金属くず
予定数量	Kg/年
単価	円/kg

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

名 称	蛍光灯	飛散防止型蛍光灯	水銀灯	器具付冷陰極管
廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず【水銀使用製品産業廃棄物】			
予定数量	30kg/年	10kg/年	Kg/年	Kg/年
単価	250 円/kg	360 円/kg	円/kg	円/kg

名 称	白熱灯	LED	乾電池
廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず	汚泥、金属くず
予定数量	Kg/年	Kg/年	Kg/年
単価	円/kg	円/kg	円/kg

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

〔蛍光灯等ランプ類〕

事業所の名称： J & T環境株式会社 仙台工場

所在地： 宮城県仙台市宮城野区港1丁目6番1号

処分の方法： 許可証のとおり

処理能力： 許可証のとおり

〔乾電池〕

事業所の名称： J & T環境株式会社 ケミカル工場

所在地： 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

処分の方法： 許可証のとおり

処理能力： 許可証のとおり

4 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物には輸入廃棄物を含まない。

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を別表Ⅰのとおりとする。

6 (収集・運搬過程における積替え保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替え保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： 汚泥、金属くず(乾電池)

積替保管施設の所在地： 宮城県仙台市宮城野区港一丁目20番地5

積替保管施設の保管上限： 許可証記載のとおり

7 (乙の積替え保管施設までの収集・運搬)

乙の積替え保管施設への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

会社名： 株式会社サイコー

住所： 宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」に基づき、下記のとおり乙に通知する。

ア 産業廃棄物の発生工程 交換による廃棄

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿 固形/バラ

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 なし

エ 混合等により生ずる支障 なし

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 なし

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 なし

キ 水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 あり ただし、乾電池には含まれない

ク その他取扱いの注意事項 ランプ類の破損防止に努めること。乾電池は高温多湿を避け、水に濡らさないこと、漏出した液体に素手で触れないこと

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面(郵送、メール、FAX等)をもってその変更

の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が本条第1項の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： 第2条2項のとおり 提示する時期又は回数： 甲乙間の協議による

第4条 (甲乙の責任範囲)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処理の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票または電子マニフェストの処分終了報告で、また、収集運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB4、B6票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の報酬を支払う。

2 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価に基づき算出する。

3 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

5 甲は、乙に対する処理業務の報酬を支払い代行者である丙を通じて行うこととする。

6 万一、丙が乙に対し、支払いを遅延し支払えない事情が生じた時又はそのおそれがある時は、甲は処理業務の報酬を乙に直接支払わなければならない。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。